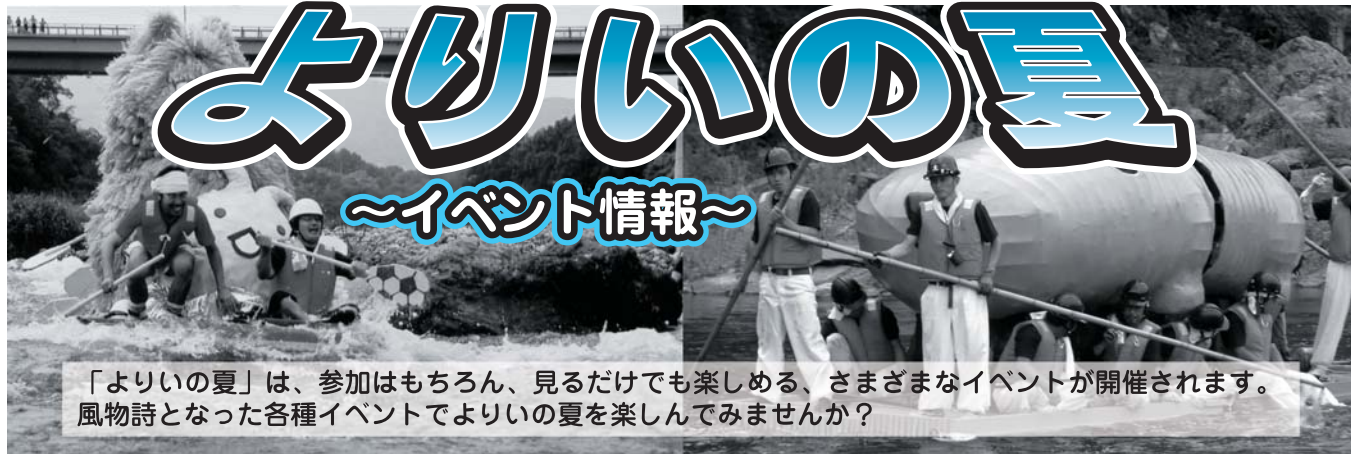




今年も「よりの夏まつり」が、7月10日(土)と11日(日)の2日間にわたり開催され、町内の6基の男性みこしが、豊作と無病息災を祈りながら、勇壮かつ華麗に練り歩きます。

11日(日)には、今年で30回目を迎える女性みこしも練り出され、粋と優雅さを演出します。また、子どもみこしも参加して、まつりをさらに活気づけます。

日時／7月10日(土)午後4時～8時
11日(日)午後0時30分～5時

場所／市街地通り

問い合わせ／産業振興課 (☎ 581・2121内線405) へ。

よりの夏まつり

寄居玉淀水天宮祭の見所は、城跡をバックに打ち上げられる花火と荒川へ繰り出される船山車の共演です。ボンボリや提灯等で飾られた各町内会の船山車には、地元の子どもたちが乗船して笛や太鼓を奏でます。船山車は静かに動きだし、淡い光が水面を美しく彩ります。

打ち上げられる約5,000発の花火が夏の夜空に響きわたり、大輪の花を咲かせます。

この幻想的な光景が広がる祭りは、「関東一の水まつり」と賞賛されています。

日時／8月7日(土)午後7時～9時(花火大会)雨天中止

場所／玉淀河原

問い合わせ／寄居玉淀水天宮祭実行委員会(寄居町観光協会内 ☎ 581・3012) へ。



寄居玉淀水天宮祭

自作のいかだに乗って、日ごろ見慣れている風景を、川の流れにまかせて、眺められる貴重な体験をしてみませんか。

日時／8月22日(日)午前10時スタート(雨天決行)(受付午前8時～9時30分)

コース／JR八高線鉄橋上流、埼玉県立川の博物館前(かわせみ河原)約3.5km

参加費／1人1,000円

申込方法／7月31日(土)までに「荒川いかだ下り実行委員会事務局」へ電話またはFAXでお申し込みください。

持参品／いかだ、ヘルメット、ライフジャケット

※ライフジャケット(100着限定)は、1着1,000円でレンタルします。

※新品ライフジャケットは、3,000円で販売します。

講習会／安全管理講習会を開催しますので、参加者は、必ず参加してください。

日時／8月9日(月)午後7時～9時

場所／寄居町商工会館

その他／ヘルメット、ライフジャケットを着用しない場合は、参加できません。入賞者には賞品を、また、全員に参加賞を贈呈します。

当日使用するいかだの作製・管理等は参加者の責任でお願いします。

問い合わせ／2010荒川いかだ下り実行委員会事務局(寄居町商工会内 ☎ 581・2161 FAX 581・1424) へ。

荒川いかだ下り

後期高齢者医療制度の 被保険者の皆さんへ

新しい被保険者証を郵送します

現在、後期高齢者医療制度に加入している方には、有効期限が平成22年7月31日までの「後期高齢者医療被保険者証」が交付されています。新しい被保険者証を全員の方へ7月下旬までに書留郵便で送付しますので大切に保管し、8月からは新しい被保険者証を使用してください。有効期限の切れた被保険者証は、8月以降、町民課窓口へ返却するか、ご自分で厳重に処分をお願いします。

自己負担割合の 確認をお願いします

なお、8月1日を基準日として一部負担金割合の負担区分判定が行われます。同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる場合は、その世帯のすべての被保険者が一定以上(現役並み)所得者となり、自己負担の割合は「3割」となります。ただし、前年の収入の合計額が単身世帯で383万円未満、2人以上世帯で520万円未満の方は、申請し認められると「1割」負担になります。ご確認ください。

保険料納付通知書等を 発送します

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、保険料の本算定を実施し、被保険者

の方それぞれの一年間の保険料を決定します。

被保険者の方へは、保険料を記載した納付通知書または保険料額決定通知書を7月中旬に、郵送しますので、記載内容をご確認ください。

①特別徴収(年金からの天引き)

今年2月まで特別徴収(天引き)で納付していた方は、保険料額決定通知書が郵送され、原則本年度も特別徴収となり、保険料が自動的に年金から天引きされます。この通知書に特別徴収される金額が記載されていますのでご確認ください。

②普通徴収(納付通知書による納付 または口座振替)

本年4月以降に75歳になった方や転入した方、年金の金額が年額18万円未満の方や年金天引き中止の申請をされた方等は普通徴収になります。7月から来年2月までの計8回、保

険料納付通知書により金融機関等の窓口で納付してください。また、すでに口座振替を申し込んだ被保険者の方については、指定日に口座から引落しになります。口座振替をご希望の場合は最寄りの金融機関にお申し込みください。申し込んだ翌月からの取り扱いになります。

なお、昨年10月以降に75歳になった方や10月以降に転入した方等では、今年10月から特別徴収が開始される場合があります。納付通知書をご覧になり、10月から特別徴収の欄に金額が記載してある方が該当になります。

◎社会保険等の被扶養者について

後期高齢者医療制度にご加入前に被用者保険の被扶養者だった方は、

引き続き保険料が軽減されます。保険料の「所得割額」は賦課されません。「均等割額」の9割が軽減され1割を納めていただきます。

◎納付方法の変更

年金から保険料の天引きを中止したい場合は、「納付方法変更申出書」をご提出いただき、口座振替依頼手続きをしていただく必要があります。ただし、これまでの納付状況等から変更申し出を認められない場合もあります。詳しくはお問い合わせ先で確認ください。

問い合わせ／町民課 (☎ 048・581・2121内線110) へ

